

## 国立大学法人旭川医科大学監事に求める人材像

令和5年1月10日  
監事候補者選考委員会決定

国立大学法人旭川医科大学監事候補者選考委員会規程第2条の規定に基づき、下記のとおり、監事に求める人材像等を定める。

### 記

国立大学法人である本学の監事監査は、業務の適正かつ効果的な運営を確保するとともに会計経理の適正を期するためのものであると同時に、法人の使命である教育研究等の活性化を支援し、我が国の高等教育機関としての大学の質の維持・向上に資すること等を目的として行うものである。

このことから、本学の監事として業務を円滑に遂行していくためには、次のような要件を満たす人材が望ましい。

1. 職務を遂行するにあたり、独立性の保持に努めるとともに、常に公正不偏の態度を保持しつつ監査を行う能力を有していること。
2. 監査意見を形成するにあたり、事実を確認し、必要があると認めるときは、外部専門家の意見を徴し、合理的な判断を行う能力を有していること。
3. 学長、理事及び教職員等との意思疎通を図り、常に本学の業務運営状況を把握するとともに、業務運営上の課題の認識を深める能力を有していること。
4. 【常勤監事が対象】  
民間企業、独立行政法人、国又は地方公共団体の組織等においてリーダーシップを発揮した経験を有し、組織の監査を、公正かつ適切に遂行できる能力を有していること。
5. 【非常勤監事が対象】  
組織運営に関して幅広い観点から、コンプライアンス、労務管理、リスクマネジメントに関する知見、または、財務状況や決算状況の適切な監査を実施するため、財務や決算に関する専門的知見を有し、組織の監査を、公正かつ適切に遂行できる能力を有していること。